

令和5年度高等学校等就学支援金  
継続意向登録ご案内一式

下記の書類をお送りいたします。書類の不足・不鮮明等ございましたら、お手数ですが事務室（Tel0480-34-3381）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 令和5年度高等学校等就学支援金 継続意向登録について(ご案内)  
／高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien(イーシエン)の操作について  
.....両面1枚
2. 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 及び  
申請に関するQ&A.....両面1枚

**今回継続希望の有無に関わらず意向登録が必要です。**

**7月25日までに必ず全員が手続きを行ってください。**

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室(担当：七戸<sup>しちのへ</sup>)

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:20～15:40 / 第1・3・5土 8:30～13:10

(祝日・休業日は除く)

令和5年7月6日

昌平高等学校 保護者 様

昌平高等学校 事務室

令和5年度高等学校等就学支援金 継続意向登録について(ご案内)

国の高等学校等就学支援金の継続意向登録について、県より通知がありましたので、第1期(4～6月)において認定を受けている方にご案内いたします。下記の通り手続きをお願いいたします。

なお、**今回継続希望の有無に関わらず意向登録が必要です**ので、**必ず全員が期間内に手続きを行ってください**。よろしくお願いいたします。


記

1. 対象者 **全員(意向登録は全員回答の必要があります)**
2. 入力締切 **令和5年7月25日(火)**
3. 手続きについて  
同封の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien(イーシエン)の操作について」を参照してください。
4. 今回の審査について  
マイナンバーを利用し、令和5年度の税情報(令和4年分の所得に対する課税)をもとに、令和5年7月～令和6年6月分(3年生は令和6年3月分まで)について審査いたします。
5. 支給方法
  - ◇ **本校は授業料との相殺ではありません**。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落し口座への振込支給となっております。
  - ◇ 県から学校への入金確認後、該当生徒の校納金引落し口座に3回に分けて送金(4～6月分：8～9月頃／7～11月分：11～12月頃／12月～3月分：3月予定)いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、その都度送金案内を郵送いたします。ご了承ください。
6. その他
  - ◇ 学校が知り得た個人情報は、「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校等父母負担軽減事業補助金」(県に提出)及び「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。



## 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien (イーシエン) の操作について

【用意するもの】 高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書、  
インターネット接続できるスマートフォン(タブレット)またはパソコン

【ログイン画面】 <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

	<p>「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」記載の ID およびパスワードにてログインしてください。</p> <p>入力を 5 回間違えるとアカウントがロックされるので、ご注意ください。 ロックされた場合は、事務室までご連絡ください。</p>
---	---

ログイン後、以下申請者向け利用マニュアルを参照の上、お手続きをお願いします。

	<p>③継続届出編</p> <p><b>こちらは全員必ず手続きが必要です。昌平スカラシップ生(A・B・C(1年生))は必ず継続申請を希望してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 保護者等情報変更がある方は【保護者等情報の変更について】で「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。</li><li>➤ 家計急変(失職等)に該当する方は事前に事務室までご連絡ください。</li><li>➤ 誤った意向を登録した場合は事務室までご連絡ください。</li></ul>
	<p>④変更手続編</p> <p>必要な方のみ継続意向登録後、引き続きお手続きください。</p>

### 「保護者情報等変更届出」が必要な方

- 令和 4 年 1 月 1 日と令和 5 年 1 月 1 日の住民税課税地が異なる方
- 令和 5 年 6 月に保護者等の離婚・死亡・生徒との養子縁組を伴う再婚があった方(事由が発生した月日を事務室までご連絡ください)
- マイナンバーカード紛失等により個人番号が変更となった方
- 生活扶助(生活保護)の受給有無に変更があった方
- 収入状況の提出方法を変更したい方
- 電話番号や審査完了時の連絡メール(自動)の宛先を変更したい方